

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四六六・福祉政策課)	1
○土地収用法による事業の認定(四六八・建設管理課)	1
○道路の供用開始(四六九、四七四、四七五・道路課)	2
○道路区域の変更及び供用開始(四七〇、四七二、四七三・道路課)	3
○道路区域の変更(四七一・道路課)	3
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	4
○教育委員会会議の開催(一七・教育庁総務課)	4

告 示

秋田県告示第四百六十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

医療法人明和会 大曲中通病院	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
医療法人明和会 理事長	大仙市大曲上栄町四番三号	平成二十年九月二十六日	

秋田県告示第四百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
医療法人明和会 大曲中通病院	医療法人明和会 理事長	大仙市大曲上栄町六番四号	内科、呼吸器内科、消化器内科、糖尿病内科、循環器内科、神経内科、外科、整形外科、肛門外科、リハビリテーション科、麻酔科	平成二十年九月二十七日

秋田県告示第四百六十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

- | | | | |
|-------------------------------|---------------------|-------|--------------|
| 一 起業者の名称 鹿角市 | 二 事業の種類 鹿角市公営住宅建設事業 | 三 起業地 | 四 事業の認定をした理由 |
| (一) 取用の部分 秋田県鹿角市花輪字下中島、字牛川原地内 | (二) 使用の部分 なし | | |
- 平成二十年十月三日付けで鹿角市より申請のあった鹿角市公営住宅建設事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。
- (一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
 本件事業は、鹿角市が六十四戸の公営住宅団地を建設するものであり、土地収用法第三条第三十号に掲げる地方公共団

体が行う住宅経営に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条に定める公営住宅の建設であり、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条第一項の規定により秋田県が作成した地域住宅計画に基づいて施行する事業であることから、鹿角市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、鹿角市は平成二十年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、鹿角市尾去沢字上山地区にある公営水晶山住宅の立替に伴い、同市花輪字下中島、牛川原地区内に新たに六十四戸の住宅及びその付帯施設を建設する事業である。

鹿角市の公営住宅は、現在、五百十九戸(九団地)であり、その約四十五パーセントにあたる二百三十一戸(五団地)で老朽化が進み、居住者の生活水準の維持や安全の確保などのため、大規模な修繕や立替が必要となっている。

そのうち、水晶山住宅は昭和三十年代から四十年にかけて建設され、全九十六戸のうち六十六戸が耐用年数を超えるなど特に老朽化が著しい状況にある中で、現在でも六十四戸に入居者がある。

このため、鹿角市では同市花輪字下中島、字牛川原地区内を起業地として、新たに住宅団地を建設しようとするものである。

起業地はJR花輪線を挟んで陸中花輪駅の向かい側に位置し、鹿角市の中核である花輪地区のほぼ中心部に位置し、行政機関や商業施設、また各種の交通機関の利用に便利な場所である。

本件事業の完成により、水晶山住宅入居者の住居の確保はもとより、将来的には市民にとって利便性の高い居住環境が提供され、併せて中心市街地の活性化にも寄与するものと認められる。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、

相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び秋田県環境影響評価条例(平成十二年条例第三百十七号)による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業の工事に当たっては、周辺の動植物や建物、歩行者、自動車などの交通の安全に最大限配慮するものとしている。

なお、水晶山住宅の跡地は、所有者による所要の活用が見込まれている。

以上のことから、自然環境、生活環境等に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案のほか、鹿角市尾去沢字前田地区内、同字蟹沢地区内及び同字西道口地区内に建設する三つの案があるが、

ア 面積及び周辺の環境や交通機能

イ 土地の利用に関する規制

ウ 事業費の総合的な経済性

等の基準により三案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適切であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

(三)で述べたように、水晶山住宅は全体として老朽化が激しく、入居者の生活環境を改善するため、立替などの対応が必要な状況にある。

このため、鹿角市では、第五次鹿角市総合計画後期基本計画(平成十八年三月策定)において、中央部地区(花輪・尾去沢地区)のまちづくりの方針の一つとして「市民が快適に暮らせる住環境の整備」を掲げるとともに、平成

十八年五月に実施した鹿角市政策アンケートの結果などをもとに、同計画実施計画(平成二十年三月策定)に「快適でゆとりある住環境の整備」の具体的事業として「市街地中心部に市営住宅を建設する」ことを明記している。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件工事に係る起業地の範囲は、住宅及び集会場、公園、通路、陸中花輪駅東西連絡通路上屋、緩衝緑地、駐車場など住宅団地に必要最小限の範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鹿角市

産業建設部 都市整備課

秋田県告示第四百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百一号	能代市宇寿域長根二六番地先から芝童森七番八地先まで

二 供用開始の期日 平成二十年十一月四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十一月四日から同月十七日まで

秋田県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 の 種 類	旧 新 別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道	新	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	横手市雄物川町造山字志戸ケ池六五番一八地先から広田表二二番三まで	九・〇〇〇〇～二一・〇〇〇〇	〇・九八四
		湯沢雄物川大曲線				
道	旧	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	横手市雄物川町造山字志戸ケ池六五番一八から広田表二二番三まで	一一・〇〇〇〇～二六・〇〇〇〇	〇・九八四
		湯沢雄物川大曲線				

- 二 供用開始の期日 平成二十年十一月四日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

秋田県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 路 の 種 類	旧 新 別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
一 般 国 道	新	二百八十二号	二百八十二号	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から十和田毛馬内字中陣場八一四番四まで	一六・〇〇〇〇～九二・二〇〇〇	四・八二五
		二百八十二号				
道	旧	二百八十二号	二百八十二号	鹿角市花輪字赤川端無番から十和田毛馬内字上陣場七四番五地先まで	七・五〇〇〇～二九・〇〇〇〇	五・〇〇一
		二百八十二号				
道	新	二百八十二号	二百八十二号	鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から十和田毛馬内字中陣場八一四番四まで	一六・〇〇〇〇～九二・二〇〇〇	四・八二五
		二百八十二号				

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十一月四日から同月十七日まで

秋田県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 の 種 類	旧 新 別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道	新	木戸石鷹巣線	木戸石鷹巣線	北秋田市木戸石字屋布岱五八番地先から五九番一地先まで	四・〇〇〇〇～八・五〇〇〇	〇・〇二五
		木戸石鷹巣線				
道	旧	木戸石鷹巣線	木戸石鷹巣線	北秋田市木戸石字屋布岱五八番地先から五九番一地先まで	四・〇〇〇〇～八・五〇〇〇	〇・〇二五
		木戸石鷹巣線				
道	新	木戸石鷹巣線	木戸石鷹巣線	北秋田市木戸石字屋布岱五八番地先から五九番一地先まで	七・〇〇〇〇～八・五〇〇〇	〇・〇二五
		木戸石鷹巣線				

- 二 供用開始の期日 平成二十年十一月四日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課

- (二) 期間 平成二十年十一月四日から同月十七日まで
- 秋田県告示第四百七十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づ

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間
	新	旧		
県 道	男鹿半島線	男鹿半島線	男鹿半島線	男鹿市北浦西黒沢字穴ノ沢四二番二地先から戸賀戸賀字小沢一四一番一地先まで
	男鹿半島線			〃
				敷地の幅員(メートル)
				延長(キロメートル)
				一〇・〇〇〇〜一〇四・〇〇〇
				二〇・〇〇〇〜一〇四・〇〇〇
				二・六五八
				二・六五八

- 二 供用開始の期日 平成二十年十一月五日午後一時
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十一月四日から同月十七日まで

秋田県告示第四百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年十一月四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村田子内字倉沢二番一地从先まで

- 二 供用開始の期日 平成二十年十一月四日正午
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十一月四日から同月十七日まで

秋田県告示第四百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年十一月四日

- 一 供用開始の区間
- 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字大石八五番二地先から田子内字倉沢五番一地从先まで

- 二 供用開始の期日 平成二十年十一月四日正午
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年十一月四日から同月十七日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成二十年十一月四日

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十月二十二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人新屋参画屋
 - 三 代表者の氏名 佐々木 長 心
- 秋田県知事 寺 田 典 城

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成二十年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十七号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成二十年十一月四日

- 一 日時 平成二十年十一月六日 午後三時
- 二 場所 秋田県教育委員会委員室
- 三 案件
- (一) 平成二十一年度秋田県教育委員会定期人事異動方針(案)
- (二) 秋田県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則
- (三) 秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則
- (四) 市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則
- (五) その他

鈴木 長 男

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一號

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
Email: matsubara@matsubarainst.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄